

令和 6 年 第 5 回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和 6 年 5 月 1 7 日

武蔵村山市教育委員会

令和6年第5回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和6年5月17日（金）

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時10分

2 場 所 武蔵村山市役所401大集会室

3 出席委員 池谷光二（教育長） 大野 順 布
杉原 栄 子 比留間 雅 和
潮 美 和

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	鈴木 義雄	学校教育担当部長	東口 孝正
教育総務課長	佐藤 哲郎	教育施設担当課長	櫻井 謙次
指導・教育センター担当課長	加藤 由裕	学校給食課長	阿部 淳一
防災食育センター整備担当課長	矢野 喜之	文化振興課長	廣末 聡
スポーツ振興課長	鳥海 純子	図書館長	児玉 眞一
指導主事	石井 和成	指導主事	丹羽 千晶

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 濱谷 綾祐
牧瀬友紀子

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第32号 令和6年度教育予算の補正（第2号）の申出について
- 5 議案第33号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第34号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 議案第35号 武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について
- 8 その他

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議に際しまして、2名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより、令和6年第5回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、潮委員にお願いいたします。

◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和6年第1回教育委員会臨時会の傍聴方法についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、令和6年度第1回教育委員会臨時会の傍聴方法について御説明させていただきます。

教科書採択を行う教育委員会の臨時会につきましては、昨年度、さくらホールの大ホールにて実施いたしましたが、新型コロナウイルス感染症対策を教訓に密集を回避した会議の開催方法の確保、効率的な業務運営、D Xの推進等を図るため、傍聴方法の変更について試行実施したいと考えております。

資料の「2 傍聴方法」を御覧ください。

傍聴方法については、(1)の会議会場とは別に設置する傍聴会場において傍聴する方法及び(2)のオンラインにより傍聴する方法の2種類としたいと考えております。

次に、「3 傍聴申込方法」でございますが、傍聴会場での傍聴を希望する場合は、当日の傍聴会場または事前に電子申請により申込みをしていただき、傍聴券を交付することとしております。

次に、オンラインによる傍聴を希望する場合は、事前に電子申請による申込みをしていただき、視聴するためのURLを交付することとしております。

なお、オンラインによる傍聴については、「4 インターネット視聴方法」に記載のとおり、YouTube「むさしむらやま動画チャンネル」から配信し、視聴できる方は事前に申込みをした方に限定することとしております。

最後に、傍聴方法の変更については、市報及びホームページで周知を図る予定でございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、2点目でございます。

令和6年度実施 令和5年度武蔵村山市教育委員会事務事業点検及び評価についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、令和6年度実施 令和5年度武蔵村山市教育委員会事務事業点検及び評価について御報告させていただきます。

教育委員会が行う事務事業につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

26 条の規定に基づき管理及び執行の状況を点検及び評価することとされており、本年度も所管課による一次評価及び有識者による二次評価を行う予定でございます。

なお、点検及び評価の対象とする事務事業につきましては、第三次教育振興基本計画に掲載されている事務事業を網羅するため、一次評価においては、複数の事務事業で構成する全ての具体的施策について実施することとしておりますが、二次評価につきましては、複数の具体的施策で構成する全 16 の基本施策のうち各年度 4 施策程度を有識者会議において選定し、二次評価を実施することとしております。

なお、本年度につきましては、資料の「2 実施方法」に記載しております「豊かな心を育む教育の推進」、「個に応じた支援と指導の充実」、「特色ある学校づくりの推進」及び「生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進」について二次評価を実施することとしております。

なお、今後の予定につきましては、6 月下旬までに評価結果を取りまとめ、7 月の定例会において議案として上程し、議決後、9 月の市議会定例会において報告を行う予定でございます。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、3 点目でございます。

児童・生徒数及び学級数（学校基本調査）についてでございます。

資料 3 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、学校基本調査に基づき、令和 6 年 5 月 1 日現在の児童・生徒数及び学級数の状況につきまして御報告させていただきます。

4 月に開催されました教育委員会定例会におきまして、本年 4 月 7 日現在の児童・生徒数及び学級数について御説明させていただきましたので、その後の児童・生徒数及び学級数の変動につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、小学校でございますが、第一小学校、第二小学校及び第三小学校でそれぞれ 2 人の増、第八小学校で 8 人の増、総数で 14 人の増となっております。

次に、特別支援学級における児童数でございますが、こちらは変動がございませんでした。

このことから小学生全児童数につきましては 3,632 人で、4 月 7 日時点から 14 人の増となっております。なお、学級数につきまして変動はございません。

次に、中学校でございますが、第一中学校で 1 人の増、第四中学校で 1 人の増、第五中学

校で2人の増、総数で4人の増となっております。

次に、特別支援学級における生徒数でございますが、こちらは変動がございませんでした。

このことから中学校全生徒数につきましては1,940人で、4月7日時点から4人の増となっております。なお、学級数について変動はございません。

最後に、項番3、日本語学級通級児童数から項番7、特別支援教室利用生徒数までは変動はございません。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、4点目でございます。

令和5年度市立中学校卒業生進路状況（学校基本調査）についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、令和5年度市立中学校卒業生進路状況（学校基本調査）につきまして御報告させていただきます。

各中学校別の高等学校等進学者、専修学校等、就職者、その他の進路状況でございます。

初めに、表の左下の合計欄を御覧ください。

令和5年度市立中学校卒業生数でございますが、男子361人、女子340人、合計701人で、令和4年度の751人と比較して50人の減でございます。

まず、高等学校等進学者でございますが、全日制につきましては、国・公立高等学校へは462人で、卒業生全体から見た割合は約65.9%、私立高等学校へは131人で約18.6%でございます。

次に、公立・私立を合わせた定時制につきましては24人で約3.4%でございます。

高等専門学校、特別支援学校、高等学校通信制、専修学校等、就職者及びその他につきましては、資料にお示しのとおりでございます。

また、市内に所在する公立高等学校への進学者は91人で、公立高等学校進学者総数の約19.6%、昨年度と比較して5ポイントの減となっております。

また、市内に所在する私立高等学校への進学者数につきましては7人で、私立高等学校進学者総数の約5.3%、昨年度と比較いたしますと4.7ポイントの減となっております。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、5点目でございます。

叙位・叙勲被伝達者についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

東口学校教育担当部長、お願いします。

○東口学校教育担当部長 それでは、叙位・叙勲被伝達者について御報告いたします。

伊藤舜一様は、平成3年4月から武蔵村山市立第十小学校に校長として6年間勤め上げ、学校経営、学校運営の充実に多大な貢献をされました。また、退職後は、平成16年1月から本市教育委員に就任されるとともに、平成16年10月から平成22年6月まで本市教育委員会委員長を務め、本市の教育活動への多大な貢献をされました。これらの貢献が認められ、瑞宝双光章を受賞されたものでございます。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、6点目でございます。

歴史民俗資料館及び分館の臨時休館についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

廣末文化振興課長、お願いします。

○廣末文化振興課長 それでは、歴史民俗資料館及び分館の臨時休館について御報告いたします。

資料6を御覧ください。

歴史民俗資料館及び分館では、収蔵資料等を適正に保存するため、くん蒸消毒を実施いたします。つきましては、消毒期間中、来館者、職員の健康面に配慮する必要があることから、歴史民俗資料館及び分館について、それぞれ臨時に休館することといたしますのでお知らせいたします。

休館期間につきましては、歴史民俗資料館が令和6年5月26日（日）から6月4日（火）まで、分館が令和6年5月27日（月）から6月4日（火）までとなります。

休館中の連絡先は、文化振興課生涯学習係といたします。

市民への周知につきましては、市報5月15日号及び市ホームページで告知しております。

なお、本来であれば、4月の定例会にて報告させていただくものではございますが、契約の関係から施工業者及び日程が確定していなかったことから5月の定例会での報告となってしまったことをおわび申し上げます。

報告は以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、7点目でございます。

令和6年度少年少女スポーツ大会第54回少年野球大会の開催についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長　それでは、令和6年度少年少女スポーツ大会第54回少年野球大会の開催について御報告いたします。

資料7を御覧ください。

開催日は、令和6年6月15日（土）から6月30日（日）までの土曜日、日曜日で、総合運動公園運動場の第1運動場及び第3運動場で実施いたします。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管は本市少年野球連盟でございます。

開会式につきましては、6月15日（土）午前9時から総合運動公園運動場第3運動場で行う予定でございます。なお、雨天の場合は、開会式を中止とし、試合は翌週に順延いたします。

試合開始は午前9時45分、参加チームは資料にお示ししてある各小学校のチームとなっております。

なお、閉会式につきましては、大会最終日に総合運動公園運動場第3運動場で実施する予定でございます。

教育長におかれましては、お忙しい中大変恐縮ではございますが、開会式への御出席をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、8点目でございます。

第56回東京都市町村総合スポーツ大会についてでございます。

資料8（別冊）を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長　それでは、第56回東京都市町村総合スポーツ大会について御報告いたします。

資料8（別冊）の実施要項の1ページを御覧ください。

主催は東京都市町村スポーツ協会連合会、東京都及び本市を含む5市と各市の教育委員会でございます。

主管は各市の体育協会、またはスポーツ協会となっております。

大会日程につきましては、令和6年7月6日（土）から8月3日（土）までの土曜日、日曜日で、各競技の日程及び会場につきましては、実施要項の4ページ以降に記載がございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

開会式につきましては、7月6日（土）午前10時30分から市民会館の大ホールで開催し、閉会式につきましては、8月3日（土）午前10時30分から市民会館の小ホールで行う予定でございます。

教育長におかれましては、お忙しい中大変恐縮ではございますが、開会式及び閉会式への御出席をいただきたいと思いますと考えております。また、教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中大変恐縮ではございますが、開会式への御出席をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、9点目でございます。

姉妹都市交流事業第18回栄村駅伝大会についてでございます。

資料9を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長　それでは、姉妹都市交流事業第18回栄村駅伝大会について御報告いたします。

資料9を御覧ください。

長野県栄村との姉妹都市交流事業として、令和6年7月7日（日）に開催されます栄村駅伝大会に武蔵村山チームを3チーム派遣いたします。

コースにつきましては、昨年度から変更があり、新しいコースで行う予定との連絡を受けております。

参加対象は市民としておりますが、毎年、小学生と中学生は輪番によりお願いしております、今年度は第一小学校及び小中一貫校村山学園から小学生、中学生とも男女各2人ずつ、合計8人の参加をお願いしたいと考えております。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大前と同様に一般市民のみのチームを1チー

ム結成し、合計で3チームの参加を予定しております。

なお、小・中学生のチームに加わる一般市民2人と市民だけのチームの選手5人につきましては、公募により募集をいたします。

参加選手は、大会前日の7月6日（土）午前9時に市役所を中型バスで出発し、7日（日）夕方に帰着予定でございます。

参加費は無料ですが、初日の昼食代は自己負担となっております。

宿泊先は中条温泉トマトの国で、スポーツ振興課職員とスポーツ推進委員が同行する予定としています。

また、参加者及び保護者に対しまして、6月27日（木）に事前説明会を行う予定で準備を進めております。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

10点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

大野職務代理者、お願いいたします。

○大野職務代理者 2つほど意見でございます。

まず、報告の1番目、教育委員会臨時会の傍聴方法についてでございますが、教科書採択に関心があり傍聴してみたいと思う方も多いと思いますが、皆様、会場まで足を運べる方ばかりではないと思います。このオンライン傍聴であれば、そういう方も会場に足を運ぶことなく教科書採択の状況を見ていただけるということで、試みとして大変よいと思っております。初めてのことでございますので大変かとは思いますが、当日、円滑に運営が行われるよう事前の準備をよろしくお願いいたします。

次に、報告の8番目、市町村総合スポーツ大会についてでございます。東京都の市町村が参加する規模の大きなスポーツ大会でございますけれども、今回、武蔵村山市と武蔵村山市教育委員会が主催者に名を連ね、私ども教育委員会が大会本部の重責を担うということで、事務局の皆様には大変御苦勞があらうかと思えます。中でも競技種目が14競技、22種目と多く、会場も近隣の市にまたがっていることから、その調整など神経を使うことも多いのではないかと感じたところでございます。

ぜひ東京都や関係市町村、本市の体育協会をはじめとする関係団体の皆様の御協力をいただきまして、選手たちから参加してよかったと思っていただけるような大会にしていだけ

ればと思ったところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 それでは、2点お願いいたします。

1点目は、資料3の令和6年度児童・生徒数及び学級数の状況についてです。第三中学校に今年度からチャレンジクラス「SUNルーム」が開設されたことは、大変素晴らしいことで期待をしているところでございます。教室に入れなくなった生徒や不登校ぎみの生徒は、自分でも気づかないつらさや思いを抱えていることと思います。ぜひ通いやすいチャレンジクラスであってほしいと願っています。

学校だよりにチャレンジクラス「SUNルーム」の入室には条件があると書いてありました。どのような条件なのか伺います。

○池谷教育長 加藤指導・教育センター担当課長、お願いします。

○加藤指導・教育センター担当課長 お答えいたします。

チャレンジクラスの入級条件でございますが、対象生徒については、基本的に不登校または不登校の傾向が断続的に見られる者ということでございます。

当該生徒につきましては、申請をいただいた上で2週間程度の体験を行っていただいております。その中で当該生徒とその保護者に通う意思が見られる場合には、入級審査をしまして、入級という形になっております。

以上でございます。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございます。入れるだろうかと不安になっている子供たちもいます。門が狭くなると不安も大きくなり、ますます閉じ籠もりがちになると思いますので、ぜひ行きたいと思うような雰囲気をつくっていただいて、通いやすいチャレンジクラスになってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

2点目は、資料4の令和5年度市立中学校卒業生進路状況についてです。春はいろいろな面でスタートを切る時期でもあります。武蔵村山市の子供が全員一人一人希望を持って出発できるようにお願いしたいと思います。様々な進路の状況があるようではございますけれども、その進路によっては継続して支援を必要とする子供たちもいらっしゃるかと思います。その点について、ぜひ子供たちの将来のために厚く支援いただけるようお願いいたします。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

比留間委員、お願いいたします。

○比留間委員 資料1、教育委員会臨時会の傍聴方法についてですが、インターネットによる配信というのは、これは当日のみということではよろしいでしょうか。後日、一定期間配信して見られるということはあるのでしょうか。

○池谷教育長 佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 インターネットでの配信につきましては、当日のみということを予定しております。

以上です。

○池谷教育長 比留間委員、いかがでしょうか。

○比留間委員 結構でございます。

○池谷教育長 その他、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

◎日程第4 議案第32号 令和6年度教育予算の補正(第2号)の申出について

○池谷教育長 日程第4、議案第32号 令和6年度教育予算の補正(第2号)の申出についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第32号の提案理由を説明させていただきます。

令和6年度教育予算について、歳入で国庫補助金及び都補助金、歳出で総務管理費、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるもので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 それでは、議案第32号 令和6年度教育予算の補正(第2号)の申出につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和6年度武蔵村山市一般会計補正予算(第2号)に係る教育予算につきまして、歳入において15,703千円を、歳出において86,734千円を減額す

るものでございます。

A 4 横判の第 2 号補正参考資料を御覧いただきたいと存じます。

まず歳入でございますが、15 款 2 項 6 目教育費国庫補助金につきましては、特別支援教育就学奨励費の給食費に対する補助金及び G I G A スクール運営支援センター整備事業に対する補助金の合計 3,329 千円を増額するものでございます。

次に、16 款 2 項 8 目教育費都補助金につきましては、子供たちの見守り活動に対する補助金として 62 千円の増、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費が公立学校給食費負担軽減事業の補助対象外となったことに伴い 19,094 千円の減となるものでございます。

次に、2 ページの歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、10 目企画費の 60 千円につきましては、バス借上料の高騰に伴う経費の増額をするものでございます。

次に、9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費の 128 千円につきましては、9 月に更新を予定している校務支援システム用のパーソナルコンピュータについて、購入からリースに調達方法を変更することに伴う不要額及び通学路に設置している防犯カメラの修繕を実施することに伴う経費を計上するものでございます。

続いて、5 目教育援助費の 38,188 千円の増額につきましては、公立学校給食費負担軽減事業の補助対象外となった就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の対象者に対する給食費を市が負担することに伴う経費を計上するものでございます。

次に、2 項小学校費の 55,680 千円の減額及び 4 ページの 3 項中学校費の 31,497 千円の減額につきましては、全校において 9 月に更新を予定しております校務支援システム用のパーソナルコンピュータの調達方法を購入からリースに変更することに伴う不要額及び校内のインターネット通信状況を改善するための設定変更に係る経費を債務負担で計上する予定でございます。

次に、5 項社会教育費、4 目歴史民俗資料館費の 255 千円の増額につきましては、新たに任用する会計年度任用職員の費用弁償に係る経費を計上するものでございます。

次に、6 項保健体育費、4 目学校給食費につきましては、公立学校給食費負担軽減事業の補助対象外となった就学援助費及び特別支援教育就学奨励費分を減額するものでございます。

以上、議案第 32 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 32 号 令和 6 年度教育予算の補正(第 2 号)の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 5 議案第 33 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第 5、議案第 33 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 33 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校において、新たに委員の任命をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第 33 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認につきまして御説明いたします。

小中一貫校大南学園第七小学校の学校運営協議会委員につきまして、新たな委員を任命する必要が生じましたが、会議を開催する時間的余裕がなかったことから、武蔵村山市教育委

員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、別紙のとおり教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別紙にお示ししたとおりでございますので、御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 33 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

**◎日程第 6 議案第 34 号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正
する規則について**

○池谷教育長 日程第 6、議案第 34 号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 34 号の提案理由を説明させていただきます。

学校給食費の無償化に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の

上、御決定くださるようお願いいたします。

阿部学校給食課長、お願いします。

○阿部学校給食課長 それでは、議案第 34 号について御説明いたします。

この議案は、本年度から実施しております学校給食費の無償化について規定を整備する必要があることから、規則の一部を改正するものでございます。

それでは、武蔵村山市立学校の給食費に関する規則新旧対照表を御覧ください。

左側が改正後、右側が従前の内容でございます。

初めに、今回の改正は本則本文の改正はなく、附則の改定により保護者が負担すべき令和 6 年度の学校給食費を市の負担と定めております。ただし、生活保護法第 13 条における教育扶助、学校教育法第 19 条における援助及び特別支援学校への就学奨励に関する法律第 2 条における就学奨励の支給を受けている保護者、または特段の想定はございませんが、委員会が不適当と認めた者につきましては対象から除いております。理由といたしましては、これらの法により学校給食費の保護者への負担は補填されているためでございます。

施行期日は公布の日からとし、令和 6 年 4 月 1 日から適用するもので、経過措置といたしまして、令和 6 年 4 月以後に実施するものに適用し、令和 6 年 3 月以前に実施した給食費につきましては、従前の例のとおりでございます。

なお、このことに関しましては、令和 6 年当初予算において対応してございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 34 号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

**◎日程第 7 議案第 35 号 武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正
する規則について**

○池谷教育長 日程第 7、議案第 35 号 武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 35 号の提案理由を説明させていただきます。

各様式の使用施設に空調設備に関する項目を追加し、規定について所要の整備をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、スポーツ振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長 それでは、議案第 35 号 武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

今回の規則の一部改正につきましては、各様式につきまして空調設備借用に関する項目を新たに規定するものでございます。

別紙、新旧対照表の 2 ページを御覧ください。

市内各小学校、中学校の屋内運動場に設置されております空調設備につきまして、使用が開始された当時は、1 年間のうち空調設備を使用する期間が夏と冬の一定期間に限られると想定していましたので、各様式の使用施設の欄に空調設備の項目をつくらず、その都度加筆することにより対応しておりましたが、空調設備を使用する団体が増加傾向にあることから、今回、第 1 号様式から第 7 号様式の全ての様式の使用施設欄に空調設備の項目を追加いたします。

また、そのほかの改正につきましては、文言の整理となります。

なお、附則につきましては、施行期日を令和 6 年 6 月 1 日とし、この規則による改正前の武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の規定により作成した様式で、この規則の施行の際、現に残存するものにつきましては、当分の間、これを使用することができるとしております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 35 号 武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 8 その他

○池谷教育長 日程第 8、その他に入ります。

委員の皆様からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和 6 年第 5 回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前 10 時 10 分閉会